

八幡地域におけるデマンド型乗合タクシーの運行（案）について

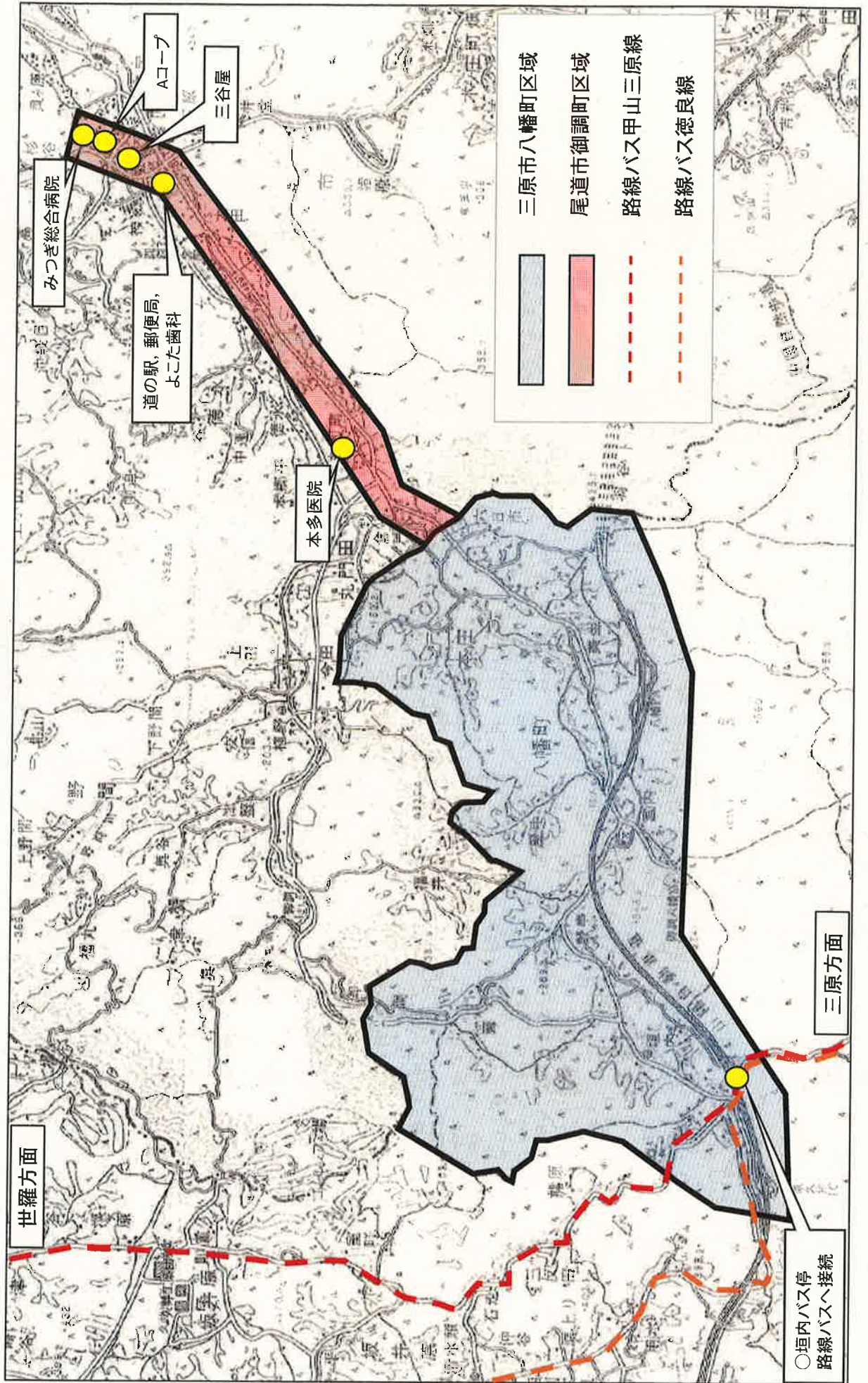
1 運行の目的

長年、利用者が少ない路線バス御調線に替わり、地域組織を運行主体としたデマンド型乗合タクシーを導入することで、将来に渡り自分たちの移動手段を守り、育てる意識を醸成するとともに、地域住民（主に高齢者）の通院・買い物などの日常生活の移動手段を確保する。

2 運行内容

項目	内容
運行主体	八幡町内会
運行事業者	(有)久井交通 本社営業所住所：三原市久井町下津 1497-9 ※八幡町内会が運行業務を委託
運行形態	デマンド型乗合タクシー (道路運送法第3条に基づく一般乗合旅客自動車運送：区域運行)
運行開始日	平成30年10月1日（月）
営業区域	三原市八幡町と尾道市御調町の一部 別紙「営業区域図」のとおり。
利用対象者	八幡町住民を基本
運行日	月曜日・水曜日・金曜日 ※運行日が祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休
運賃	大人・小人の別に関わらず、1乗車300円の一律運賃とし、未就学児は無料とする（現金払いのみ）。 ただし、三原市敬老・障害者優待乗車制度を準用し、三原市敬老優待乗車証の提示者については1乗車200円、三原市障害者優待乗車証の提示者については無料とする。
運行便数	11便

営業区域図



路線バス御調線の廃止について

デマンド型乗合タクシー導入に伴い、路線バス御調線は廃止する。

- 1 運行事業者 株式会社中国バス
- 2 廃止日 平成30年9月30日（日）
- 3 廃止路線 下記路線図のとおり

